

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年11月28日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第9号

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(派遣) 第11条の2 職員の <u>公益的法人等への派遣</u> については、 <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）並びに鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）及び鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第2号）</u> の定めるところによる。	(派遣) 第11条の2 職員の <u>公益法人等への派遣</u> については、 <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第2号）</u> の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。